



令和7年12月23日

河川整備課

直通：092-643-3691

内線：4574

担当：中川、藤丸

筑後川水系巨瀬川等の「特定都市河川」指定！

本県では、平成29年7月九州北部豪雨以降、大雨特別警報が全国最多の6回発表されており、毎年のように水害が発生しています。

本日、久留米市、うきは市を流れる筑後川水系巨瀬川等の計9河川において、国が「特定都市河川」に指定しました。指定後、流域のハード整備の促進に加え、土地利用規制が強化されます。

引き続き、流域内のあらゆる関係者が協働する「流域治水」を推進し、水害に強いまちを目指します。

1. 筑後川水系巨瀬川流域の位置図



2. 「特定都市河川」の指定により水害に強いまちへ

(1) 特定都市河川の概要

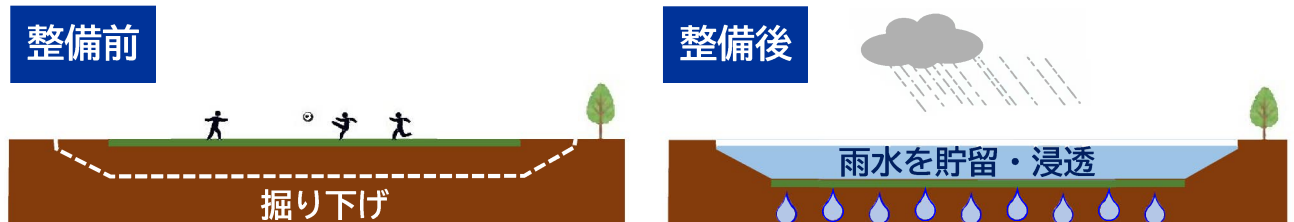
気候変動により水災害が激甚化・頻発化する中、河川改修だけでは浸水被害の防止を図ることが困難となっています。

このような河川を、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「特定都市河川」に指定し、ハード整備の促進に加え、土地利用の規制強化により、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進します。

(2) ハード整備の促進

これまでの河川改修に加え、公園やグラウンドなどを掘り下げ、一時的に雨水を貯留・浸透させる雨水貯留浸透施設の整備や、排水機場の機能増強などにより、浸水被害を防止します。

雨水貯留浸透施設のイメージ図

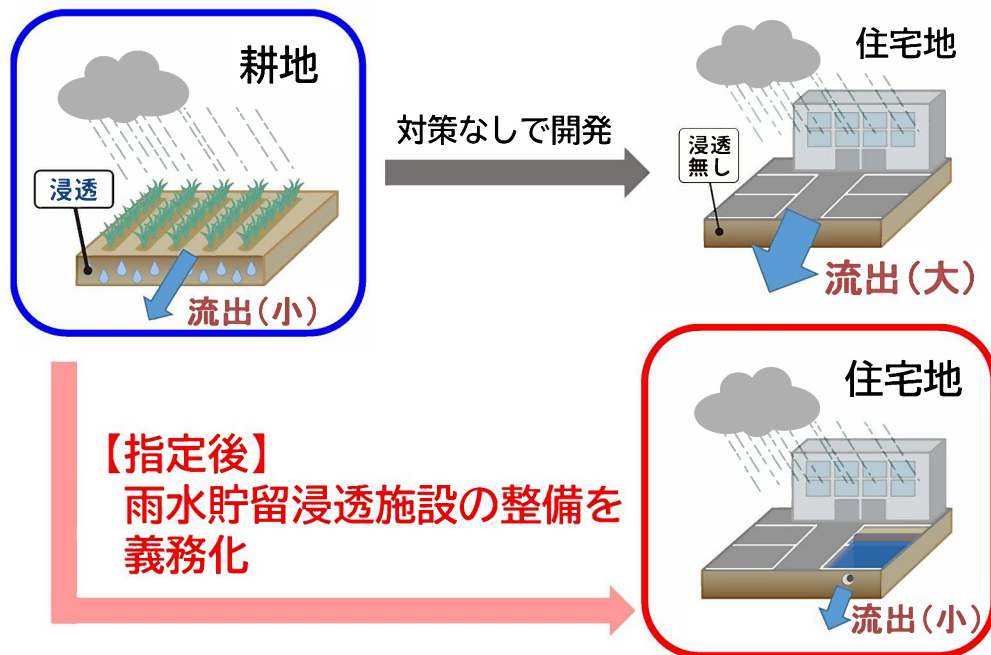


(3) 土地利用規制の強化

雨水流出増を伴う開発等の行為（1000 m³以上）に対して、調整池等の雨水貯留浸透施設の整備を義務付け、雨水流出の増加を抑制します。

その行為において、土地の区域が、久留米市内は「久留米市長」の許可、うきは市内は「福岡県知事」の許可が必要になります。

土地利用規制の効果（雨水流出増加の抑制）



(参考) 巨瀬川の浸水被害

